

障害程度区分について

1. 介護給付に関する障害程度区分

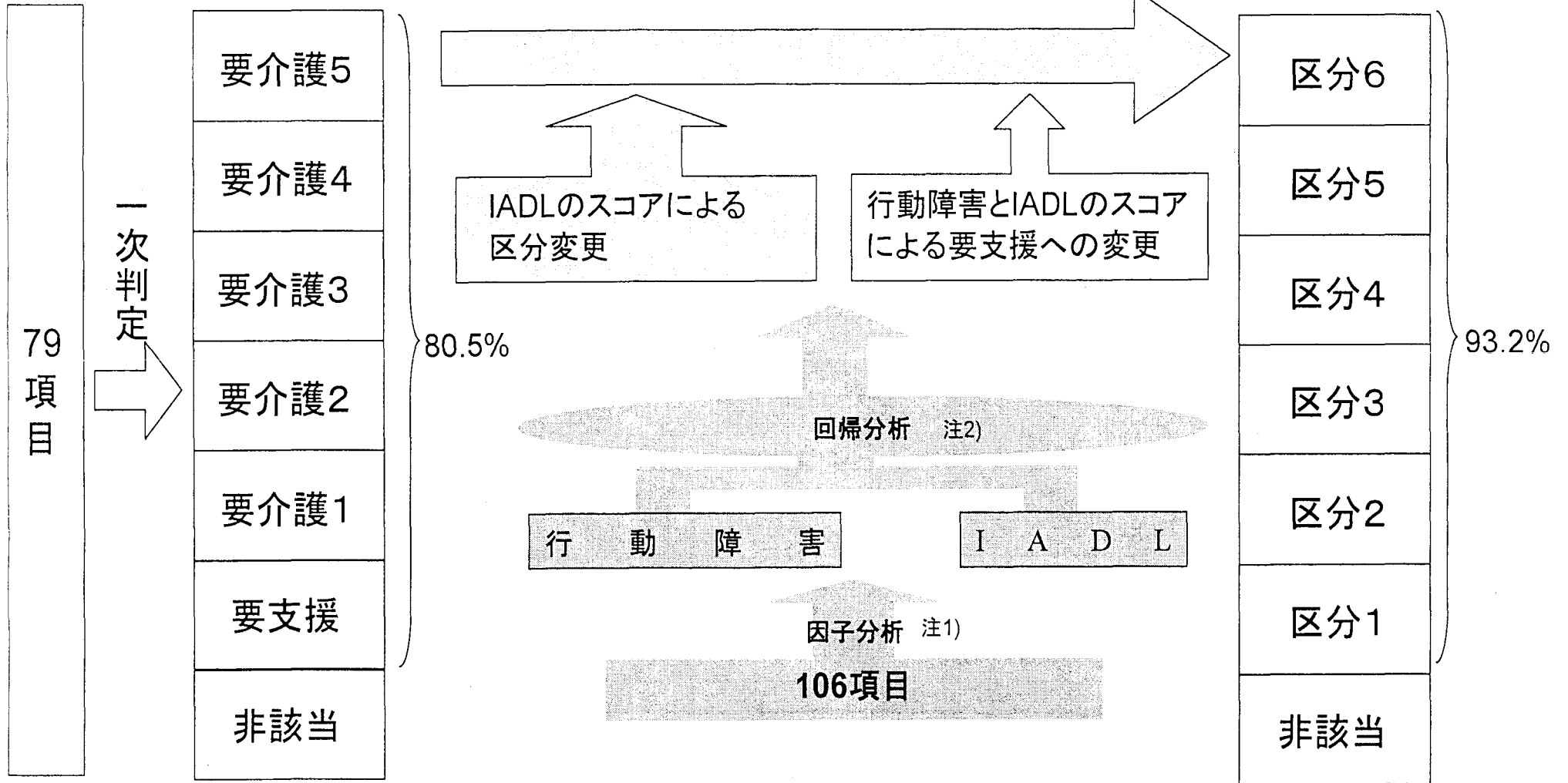
【基本的視点】

- 障害程度区分の開発に当たっては、透明で公平な支給決定を実現する観点から、以下の点を踏まえて行う。
 - (ア) 身体障害・知的障害・精神障害の特性を反映できるよう配慮しつつ、3障害共通の基準とする。
 - (イ) 調査者や判定者の主観によって左右されにくい客観的な基準とする。
 - (ウ) 判定プロセスと判定に当たっての考慮事項を明確化する。
- 今回の試行事業において、コンピューター判定に加え、審査会の二次判定を経て、96%が支援が必要と判定されており、ロジックの開発に当たっては、この結果をできる限り反映することを基本に考えていく。

【分析結果】

- 介護給付の対象となるホームヘルプサービス利用者(1423人)における試行事業の認定調査項目106項目について、共通の傾向でチェックされる項目をグループ化する因子分析を行ったところ、大きく6つの群(ADL(1群)、認知機能障害(2群)、行動障害(3群)、IADL(4群)、生活項目(5群)、精神症状(6群))が発見された。
- これらの群について、最終判定との関係について回帰分析をしたところ、既に1次判定で評価されているADL(1群)のほか、行動障害(3群)、IADL(4群)が有意であり、併せてこれらの群と変更度(1次判定から最終判定への変更度)の関係について以下のことが認められた。
 - ① IADLのスコアと最終判定結果との間に高い相関関係が認められること。
 - ② 行動障害(3群)及びIADL(4群)のスコアが一定以上の場合、非該当から要支援への変更が認められること。

試行事業の分析結果



注1) 多くの因子の関連性を分析し、相関関係の高い因子を推定する分析手法

注2) 複数の変数を用いて回帰式を求め、その相関関係に基づき分析結果を予測する方法

新ロジックを導入した場合の1次判定結果

80.5%

試行事業	非該当	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
1次判定	277	340	369	108	86	95	148	1423
	19.5%	23.9%	25.9%	7.6%	6.0%	6.7%	10.4%	100.0%
新ロジック	非該当	区分1 (要支援)	区分2 (要介護1)	区分3 (要介護2)	区分4 (要介護3)	区分5 (要介護4)	区分6 (要介護5)	合計
1次判定	97	425	392	180	86	95	148	1423
	6.8%	29.9%	27.5%	12.6%	6.0%	6.7%	10.4%	100.0%

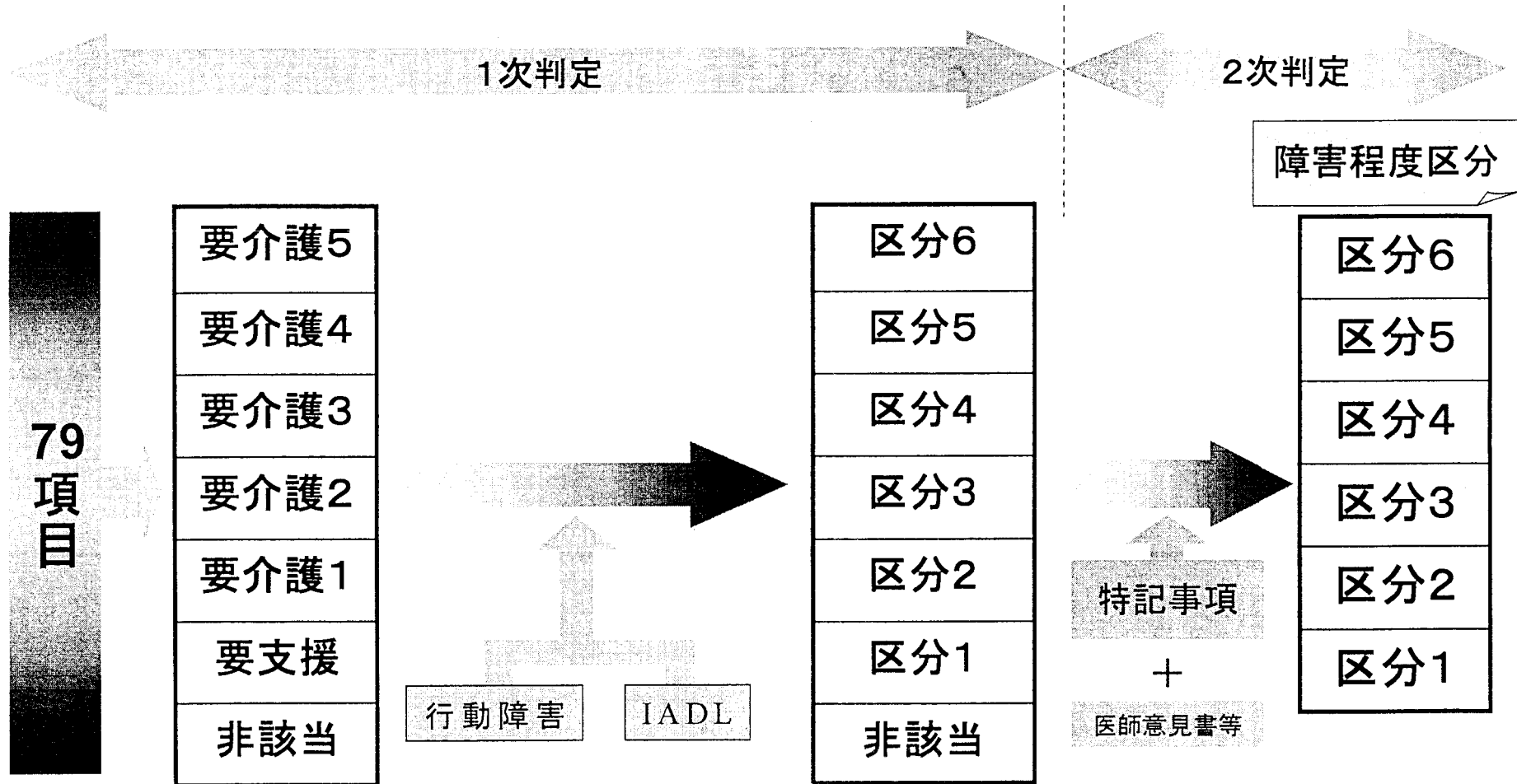
93.2%

注) 試行事業における最終判定では、要支援以上は96.4%

介護給付における障害程度区分の判定ロジック(案)

【障害程度区分】

- 1 79項目の調査結果から一定時間以上の介護時間を要すると推計される状態
- 2 79項目の調査結果に加え、行動障害の頻度とIADLに係る支援の必要性に関する調査結果も勘案して1に相当すると認められる状態
- 3 106項目の調査結果、特記事項及び医師意見書も勘案して1に相当すると認められる状態



2. 訓練等給付

訓練等給付におけるスコアについて

- 訓練等給付については、できる限り障害者本人の希望を尊重し、暫定的に支給決定を行った上で、実際にサービスを利用した結果を踏まえて訓練等給付の支給決定が行われることになるが、仮に、当該地域において、定員を超えて利用希望があった場合には、暫定支給決定に当たって、申請者の待機時間とあわせて、利用の優先度を判断するためにスコア(点数)を設けることを想定している。
- 今回の試行事業においては、市町村審査会において訓練系サービスの必要性に関する判断が行われたが、その結果に関し、106項目の因子分析等を行った結果では、IADL項目(4群)や生活項目(5群)の項目に該当した場合に有意であると認められた。

IADL・生活項目(※)

訓練系サービス

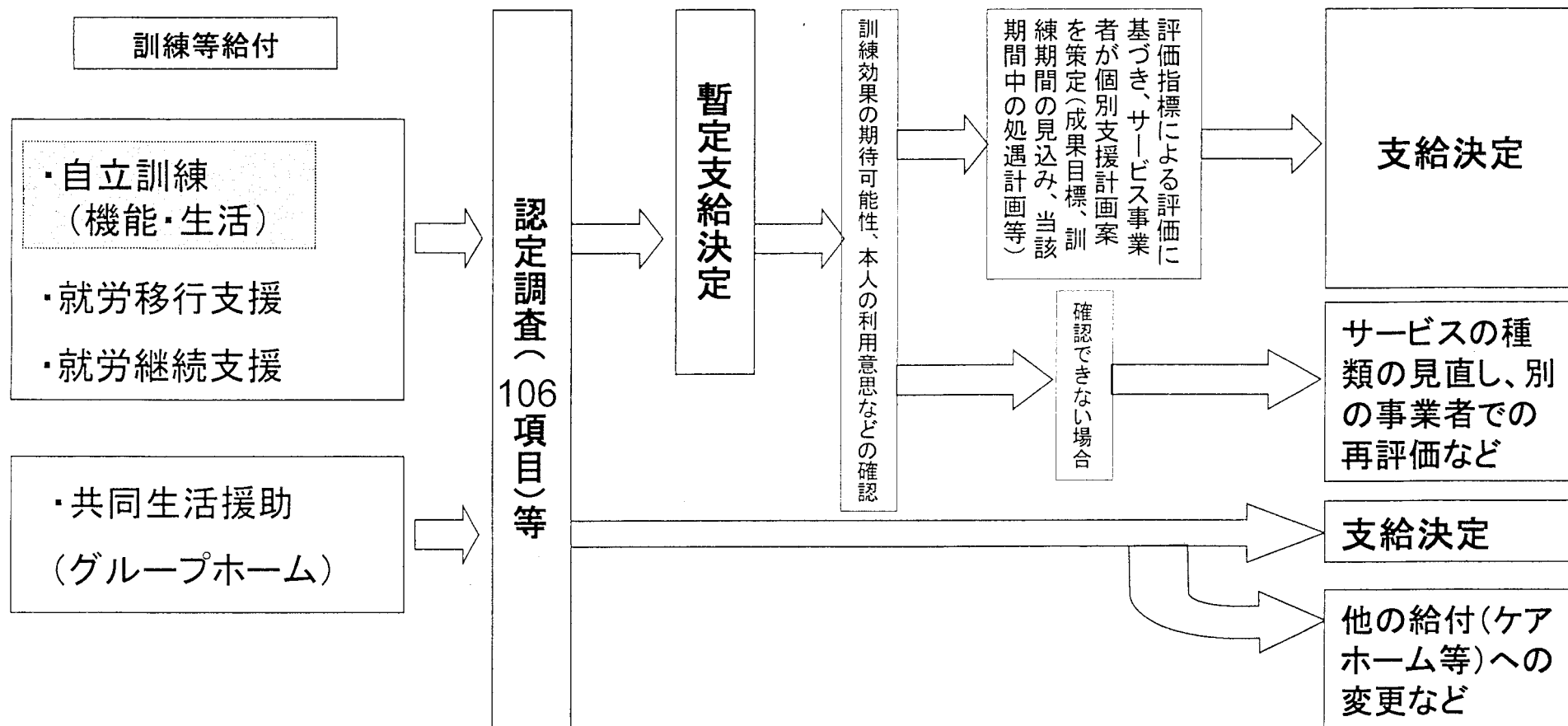
因子分析

106項目

- ※ IADL 項目(7項目) : 掃除、洗濯、調理、入浴準備、食事の配下膳、買い物、交通手段の利用
- 生活項目(4項目) : 口腔清潔、洗顔、整髪、薬の内服

訓練等給付におけるスコアの取り扱い

- 利用希望者は、できる限り本人の希望を尊重し、明らかにサービス内容に適合しない場合を除き、暫定支給決定の対象とする。
- 当該地域において、定員を超えて利用希望があった場合には、申請者の待機時間を考慮して、暫定支給決定の優先度を判定する。ただし、自立訓練(機能訓練・生活訓練)事業の場合には、待機期間に加えて、IADL・生活関連のスコアをあわせて勘案して判定する。



認定調査票(基本調査)の106項目 その1

		項 目	※			項 目	※
麻痺等 関連	1-1	左上肢麻痺等		身 辺 関 連	5-17	口腔清潔	
	1-1	右上肢麻痺等			5-11	洗顔	
	1-1	左下肢麻痺等			5-17	整髪	
	1-1	右下肢麻痺等			5-1E	つめ切り	
	1-1	その他麻痺等			5-27	上衣の着脱	
	1-2	肩関節の動く範囲の制限			5-21	ズボン、パンツの着脱	
	1-2	ひじ関節の動く範囲の制限			5-3	箸の内服	
	1-2	股関節の動く範囲の制限			5-4	金銭の管理	
	1-2	ひざ関節の動く範囲の制限			5-5	電話の利用	
	1-2	足関節の動く範囲の制限			5-6	日常の意思決定(日常生活における不安、悩み等に関する相談)	
	1-2	その他の関節の動く範囲の制限					
移 動 関 連	2-1	寝返り(体位交換)		コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 関 連	6-1	視力	
	2-2	起き上がり			6-2	聴力	
	2-3	座位保持			6-37	意思の伝達	
	2-4	両足での立位保持			6-31	本人の独自の表現方法を用いた意思表示	○
	2-5	歩行			6-47	介護者の指示への反応	
	2-6	移乗(車いすとベッド間)			6-41	言葉以外の手段を用いた説明理解	○
	2-7	移動			6-57	毎日の日課を理解することが	
動 作 関 連	3-1	立ち上がり			6-51	生年月日や年齢を答えることが	
	3-2	片足での立位保持			6-57	面接調査の直前に何してたか思い出すことが	
	3-3	洗身(入浴行為以外)			6-51	自分の名前を答えることが	
介 護 関 連	4-17	じょうそう(床ずれ)			6-51	今の季節を理解することが	
	4-11	じょうそう以外で処置や手入れが必要な皮膚疾患等			6-51	自分いる場所を答えることが	
	4-2	えん下					
	4-3	食事摂取					
	4-4	飲水					
	4-5	排尿					
	4-6	排便					

※ ○=要介護認定基準の認定調査項目以外の項目(27項目)

認定調査票(基本調査)の106項目 その2

		項 目	※			項 目	※
行動等関連	7ア	物を盗られたなどと被害的になることが		行動等関連	7A	気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力も低下することが	○
	7イ	作話をし周囲に言いふらすことが			7B	再三の手洗いや、繰り返しの確認のため、日常動作に時間がかかることが	○
	7ウ	実際にはないものが見えたり、聞えることが			7C	他者と交流することの不安や緊張のために外出できないことが	○
	7エ	泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることが			7D	一日中横になっていたりと、自室に閉じこもって何もしないでいることが	○
	7オ	夜間不眠あるいは昼夜の逆転が			7E	話がまとまらず、会話にならないことが	○
	7カ	暴言や暴行が			7F	集中が続かず、いわれたことをやりとおせないことが	○
	7キ	しつこく同じ話をしたり、不快な音を立てることが			7G	現実には合わず高く自己を評価することが	○
	7ク	大声をたずることが		7H	他者に対して疑い深く拒否的であることが	○	
	7ケ	助言や介護に抵抗することが		医療関連	8-1	点滴の管理	
	7コ	目的もなく動き回ることが			8-2	中心静脈栄養	
	7ク	「家に帰る」等と言いつつも落ち着きがないことが			8-3	透析	
	7シ	外出すると病院、施設、家などに1人で戻れなくなるが			8-4	ストマ(人工肛門)の処置	
	7ス	1人で外に出たがり目が離せないことが			8-5	酸素療法	
	7セ	いろいろなものを集めたり、無断でもってくるが			8-6	レスピレーター(人工呼吸器)	
	7ソ	火の始末や火元の管理ができないことが			8-7	気管切開の処置	
	7タ	物や衣類を壊したり、破いたりすることが			8-8	疼痛の看護	
	7チ	不潔な行為を行う(排泄物を弄ぶ)ことが			8-9	経管栄養	
	7ツ	食べられないものの口に入れることが			8-10	モニター測定(血圧、心拍、酸素飽和度等)	
	7テ	ひどい物忘れが			8-11	じょくそうの処置	
	7ト	特定の物や人に対する強いこだわりが	○		8-12	カテーテル(コンドームカテーテル、留置カテーテル、ウロストーマ等)	
	7ナ	多動または行動の停止が	○	生活関連	9-1	調理(献立を含む)	○
	7ニ	パニックや不安定な行動が	○		9-2	食事の配膳・下膳(運ぶこと)	○
	7ハ	自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為が	○		9-3	掃除(整理整頓)	○
	7ネ	叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為が	○		9-4	洗濯	○
	7ノ	他人に突然抱きついたり、断りもなく物を持ってくるが	○		9-5	入浴の準備と後片付け	○
	7ヒ	環境の変化により、突発的に通常と違う声を出すことが	○		9-6	買い物	○
	7ヒ	突然走っていなくなるような突発的行動が	○		9-7	交通手段の利用	○
7フ	異食、過食、反すう等の食事に関する行動が	○	9-8		文字の視覚的活用	○	

※ ○=要介護認定基準の認定調査項目以外の項目(27項目)

支給決定について

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、①障害者の心身の状況(障害程度区分)、②社会活動や介護者、居住等の状況、③サービスの利用意向、④訓練・就労に関する評価を把握し、支給決定を行う。

